

日本大学生産工学部校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本大学生産工学部校友会と称す。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を千葉県習志野市泉町1丁目2番1号、日本大学生産工学部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員と日本大学の関係を密にし母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の連絡並びに会員名簿の作成
- 2 親睦会、講演会等の主催
- 3 関係諸団体との連絡及び交渉に関する事項
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

(部 会)

第5条 ① 本会は、機械工学科、電気電子工学科、土木工学科、建築工学科、応用分子化学科、マネジメント工学科、並びに数理情報工学科に部会を置く。

- ② 部会の設置は、幹事会の承認を要する。
- ③ 部会の設置は、第22条第1項に定める代議員のうちから部会長1名を選任し、これを置く。
- ④ 部会の運営は、原則として本会則に準ずる。

(支 部)

第6条 ①本会は、原則として各都道府県単位に支部を置くことができる。

- ② 第5条第2項から第4項は、支部に準用する。

第2章 会 員

(会員の構成)

第7条 本会の会員は、正会員、学生会員並びに特別会員をもって構成する。

(正 会 員)

第8条 正会員は、日本大学生産工学部に設置されたる全学科、理工学部経営工学科、工学部工業経営学科の全卒業生並びに大学院生産工学研究科修了生とする。

(学生会員)

第9条 学生会員は、日本大学生産工学部並びに大学院生産工学研究科在校生とする。

(特別会員)

第10条 特別会員は、日本大学生産工学部教職員（除正会員）及びに本会に特別の関係を有する者で、幹事会の承認を得た者とする。

(会 費)

第11条 ① 会員（除特別会員）は、規定の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- ② 本会に特別の関係を有する者で、幹事会の承認を得た者の特別会員（除 教職員特別会員）は、規定の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- ③ 会長、副会長、常任幹事及び幹事は、特別会費を規程の定めるところにより納入しなければならない。
(会員権の停止)

第12条 ① 本会は、規定を定めるところによる会費の納入を怠った会員に対して、その旨を通知し、会員たる権利の行使を停止することができる。

- ② 本会は、規定の定めるところによる会費の納入を怠った特別会員に対して、その旨を通知し、特別会員の資格を停止することができる。

第3章 役員並びに相談役・顧問

(役員構成)

第13条 ① 本会に、会長1名、副会長7名、常任幹事35名並びに幹事168名を置く。

- ② 本会役員は、正会員のうちから選出される (幹事以上)

(役員職務)

第14条 ① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- ② 副会長は、その全員にて会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

- ③ 常任幹事並びに幹事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、職務を行う。

(役員任免)

第15条 ① 会長は、幹事会において、本会の役員より選任して、又は解任することができる。

- ② 副会長は、第5条第3項に定めたる部会長がその任に当たる。

- ③ 常任幹事は、各部会がその代議員のうちから5名選出する。

- ④ 幹事は、各部会がその代議員のうちから24名選出する。

(役員任期)

第16条 ① 役員任期は3カ年とし、その第3事業年度最終の代議員総会終結のときまでとする。但し、再任は妨げない。

- ② 補欠又は増員によって就任した役員任期は、他の在任役員任期に準ずる

- ③ 会長は、原則として連続2期6年を越えて勤めることはできない。

ただし、適任者不足の場合、その限りではない。

(派遣役員)

第17条 ① 本会は、学校法人日本大学並びに日本大学校友会の役員、その他これに準ずる役職へ、本会を代表する役員を派遣する。

- ② 本役員任期は、第15条第1項に準ずる。

- ③ 本役員任期は、学校法人日本大学役員並びに日本大学校友会役員規程に準ずる。

- ④ 補欠又は増員によって就任した役員任期は、他の在任役員任期に準ずる。

本役員は、原則として連続2期6年を越えて勤めることはできない。

ただし、適任者不足の場合、その限りではない。

(名誉会長及び相談役・顧問)

第18条 ① 本会に、名誉会長1名及び相談役・顧問若干名を置く。

- ② 名誉会長は、日本大学生産工学部部長とする。

- ③ 顧問は、正会員のうちから運営協議会の推薦により、幹事会の承認を経た者とする。

- ④ 名誉会長及び相談役・顧問は会長の求めに応じて適切な助言を行う。

- ⑤ 生産工学部校友会会長経験者は、順次生産工学部校友会顧問にならなければならない。

- ⑥ 運営協議会推薦により生産工学部校友会に多大な貢献された賢人に対して、相談役の称号を与えることができる。

第4章 書類の備付及び閲覧

(規約及び講事録)

- 第19条 ① 会長は、本会の運営を定めた規程及び講事録を事務所に備えて置かなければならない。
② 会員は、何時でも、会長に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類)

- 第20条 ① 会長は、定期代議員総会の会日の1週間前までに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監査委員会に提出し、且つ、これらを事務所に備えて置かなければならない。
② 会長は、監査委員会の意見書を添えて前項の書類を定期代議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第5章 機 関

(代議員総会)

- 第21条 ① 本会に、代議員総会を置く。
② 代議員総会は、代議員をもって組織する。
③ 役員は、代議員総会に出席して意見を述べるることができる。

(代 議 員)

- 第22条 ① 代議員は、各部会が毎卒業年度の学生会員のうちから原則として5名を選任する。
② 第16条第1項目から第3項は、代議員について準用する。

(代議員総会の招集)

- 第23条 ① 会長は、毎事業年度内において、少なくとも1回定期代議員総会を招集しなければならない。
② 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時代議員総会を招集することができる。
③ 代議員が、代議員総数の3分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して代議員総会の招集を請求のあった日から30日以内に、臨時代議員総会を招集しなければならない。

(代議員総会の決議事項)

- 第24条 次に掲げる事項は、代議員総会の議決を経なければならない。但し、第4号から第7号までの事項については、その決議を幹事会に委任することができる。
- 1 会則の変更
 - 2 解散
 - 3 会費及び負担金並びに役員の選任に関する規程の設定、変更及び廃止
 - 4 規程(除前号の規程)の設定及び変更
 - 5 事業計画及び収支予算の決定及び変更
 - 6 会員の権利の行使の停止
 - 7 その他規程で定める事項

(代議員総会の議長及び議事)

- 第25条 ① 代議員総会の議長は、規程に定めるところによる。
② 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
③ 代議員総会における代議員の表決権は、各1個とする。

(幹 事 会)

- 第26条 ① 本会に幹事会を置く。
② 幹事会は、会長・副会長・常任幹事及び幹事をもって組織する。
③ 会長は、必要があると認めるとき又は幹事が総幹事の3分の1以上の同意を得て請求したときは、幹事会を招集しなければならない。
④ 第25条第1項から第3項は、幹事会に準用する。

(幹事会の決議事項)

第27条 ① 次の事項は、幹事会の議決を経なければならない。

- 1 代議員総会に提案すべき事項
 - 2 第24条4号から第7号に掲げる事項で代議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
 - 3 その他規程で定める事項
- ② 前項第2号の事項についての議決は、次の代議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(運営協議会)

第28条 ① 本会に、運営協議会を置く。

- ② 運営協議会は、会長、副会長及び常任幹事をもって組織する。
- ③ 第25条第1項及び第3項並びに第26条第3項は、運営協議会に準用する。

(運営協議会の決議事項)

第29条 次の事項は、運営協議会の議決を経なければならない。

- 1 幹事会に提案すべき事項
- 2 その他規程で定める事項

第6章 委員会

(委員会)

第30条 ① 運営委員会に、本会の目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、次の委員会を常設する。

- 1 総務委員会
 - 2 財務委員会
 - 3 企画委員会
 - 4 広報委員会
 - 5 名簿委員会
- ② 前項各号の委員会の正副委員長は、常任幹事がこれにあたる。
- ③ 会長は、幹事会の承認を経て、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- ④ 委員会の組織及び運営についての必要な事項は、規程に定める。

(監査委員会)

第31条 ① 本会に、監査委員会を置く。

- ② 監査委員会は、本会の業務及び財産を監査し、その監査の結果を代議員総会に報告する。
- ③ 第30条第2項及び第4項は、監査委員会に準用する。

(事務局委員会)

第32条 ① 本会に、事務局委員会を置く。

- ② 第30条第2項及び第4項は、事務局委員会に準用する。

(ボランティア委員会)

第33条 ① 本会に、ボランティア委員会を置く

- ② 第30条第2項及び第4項は、ボランティア委員会に準用する。

第7章 会計

(経費)

第34条 ① 本会の事業及び管理並びに運営に要する経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- 1 入会金及び会費
 - 2 寄付金
 - 3 特別な事業による収入
 - 4 その他の収入
- ② 本会の、入金及び会費の額並びに徴収の方法は、規程に定める。
- ③ 寄付金の受理の可否に関しては、幹事会が決する。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第36条 本会の予算及びに決算に関する事項は、規程に定める。

附 則

(規 程)

第1条 本会則の施行に必要な規程及び本会の運営並びに管理に必要な規程は、代議員総会の議決を経て、これを定める。

(施行期日)

第2条 本会則は、昭和58年2月26日 一部改正。

第3条 本会則は、昭和62年2月26日 一部改正。

第4条 本会則は、平成元年6月26日 一部改正。

第5条 本会則は、平成8年6月26日 一部改正。

第6条 本会則は、平成10年7月4日 一部改正。

第7条 本会則は、平成12年6月24日 一部改正。

第8条 本会則は、平成18年6月17日 一部改正。

第9条 本会則は、平成22年6月30日 一部改正。